

【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）

- 9月27日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。
- 今回の措置の主な点を以下のとおりお知らせ致しますので、日本への御帰国・御入国等の際には、最新の情報に御留意いただくとともに、特に本件措置の対象となるワクチン接種証明書等について、下記のホームページ等を御確認ください。  
「海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について（2021年9月27日現在）」

（ [https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate\\_to\\_Japan.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.html) ）

詳細は以下のリンク先をご確認ください。

(PC)⇒ [https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C128.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C128.html)

出発前には海外安全ホームページをチェック！

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

このメールは在留届を提出した方と「たびレジ」に登録した方に、配信しています。

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください

〔お問合わせ先〕

外務省領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919

東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：03-3580-3311 内線 2902